

# 教職員事故の防止のために

～研修会等終了時の管理担当者講話より～

## 学校教育課通信

平成29年9月4日(月) 第135号

編集・発行：県南教育事務所 福地 裕之

右のグラフは、H27年度～H29年度に域内で発生した教職員事故・学校事故の件数を表しています。

H27年度からH28年度にかけて2件減少しましたが、H29年度は、8月現在、すでに9件の事故が発生しています。

県南教育事務所では、域内の教職員が集まる会議や研修会等が終了した後に「教職員事故の防止」に関する講話をっています。約5分間の短い時間ではありますが、「追突事故」「速度超過違反」「負傷事故」など、できるだけ具体的な事例をもとにした内容になるように心がけています。

以下、これまで行ってきた講話の一部を紹介します。校内服務倫理委員会などの機会に話題にしていただければ幸いです。



### 1 追突事故を防ぐ「車間距離の目安」は？



左のグラフが示すとおり、県内の教職員の交通事故の中で群を抜いて多く発生しているのが「追突事故」です。また、追突事故の大半は、走行時よりも信号機のある交差点等での停車時や発進時に発生しています。

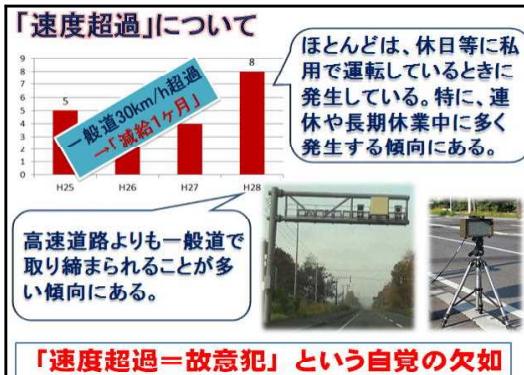
このような追突事故の防止のためには、停車時において「十分な車間距離」を確保することが大切です。その目安として、交差点等で停車する



停車時には運転席から道路が見える車間距離の確保する。

際には、「運転席から見て前車との間に道路が見える車間距離」を常に保つことが効果的であるとされています。

### 2 速度超過違反は、「故意犯」です！



平成28年度は、県内の教職員の速度超過による違反が8件発生し、年々増加傾向にあります。また、そのほとんどが、休日等に私用で運転しているときに発生しており、高速道路よりも一般道路で取り締まられる傾向にあります。

一部に速度超過違反を「運が悪かった」など、事案を軽視する発言が聞かれますが、速度超過違反は、懲戒処分（一般道



●は、県内の自動速度測定装置（オービス）の設置箇所

路において30km/h超過の場合：減給1ヶ月）に該当する事案であり、自身の足でアクセルを故意に踏むことによって起こる事案です。

教職員一人一人が「速度超過＝故意犯」という自覚を強く持ち、その防止に努める必要があります。

### 3 先生方の負傷事故が年々増えています！



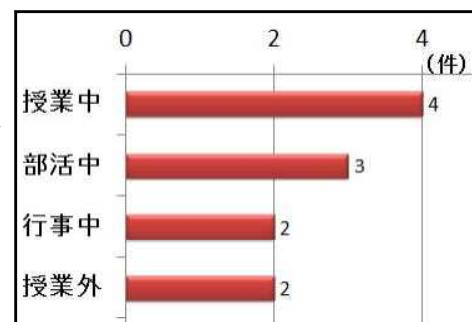
左のグラフは、H27年度～H29年度の3年間に域内で発生した職員事故の件数を種類別に表したものです。

「人身加害」「人身被害」「物損加害」等、交通事故が半数を占めていますが、次いで多く発生しているのが公務災害申請を伴う「負傷事故」です。

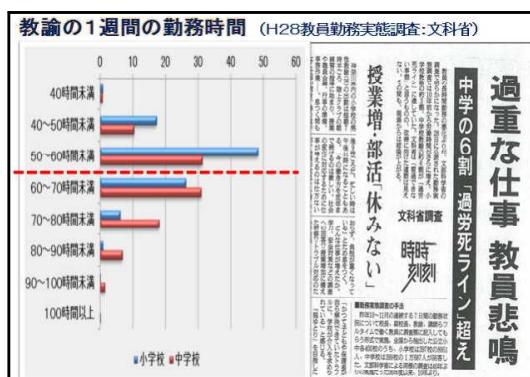
負傷事故の多くは、体育の授業中や部活動の指導中に発生しています。特に、バレー、バスケットボールの指導において、子どもたちに手本を示したり、一緒に活動したりする際に「骨折」や「アキレス腱損傷」の事故が発生しています。

これまで報告のあった主な負傷事故の概要は次のとおりです。

- 理科の実験中、薬品が皮膚に触れ火傷をした。
- 移動黒板が破損していることに気づかず、指を挟み骨折した。
- 校庭で転んで転倒し、腕を強打した。
- 用紙を切る際、裁断機の刃に指が触れ、指先を切創した。
- 興奮している子どもをなだめようとして腕を噛まれた。
- 車を降りて研修会場に向かう途中、転倒し足首を骨折した。



### 4 教職員事故の防止のためにも「多忙化の解消」を！



左に示したのは、H28年に文部科学省が行った「教員勤務実態調査」の結果の一部と教員の多忙化を伝える新聞記事です。調査によると、約半数の教員の1週間の勤務時間が、いわゆる「過労死ライン」と呼ばれる60時間を超えており、「教員の多忙化」が全国的に問題となっています。

また、各学校で作成している「不祥事防止のための行動計画」にも「教員の多忙化」と教職員事故を関連づけて捉え、その改善策を検討している学校が多く見られます。下記は、行動計画に多く記載されていた内容（抜粋）です。

#### 【「多忙化」に関する課題と課題が求められる点】

- 退勤時刻が遅く、遠距離通勤者……体調不良、交通事故
- 疲労が溜まり判断ミスや「うっかり」が心配……メール誤送信
- 心のゆとりがなく、報告・連絡・相談が疎かに……信用失墜行為
- 仕事を家庭に持ち帰る……個人情報の漏洩・紛失
- 職場のコミュニケーションの欠如しがち……精神疾患・孤立化

#### 【改善案】

- 会議の削減・短縮 → 本気のスクラップ
- 諸表簿の簡素化
- ノー残業（部活）データ → やりがいのある職場づくり
- 組織としての対応
- 業務の精選、PCの有効活用

### 「ハザードランプ」と「ゆとりある運転」

ハザードランプの使用は、緊急時等に道路に駐停車しなければならないときの合図として道交法で定められていますが、渋滞している車線に進入させてもらったときなどに「感謝の気持ち」を伝える手段として使われることもあります。

このようなハザードランプの使い方は、道交法で定める「ルール」ではありませんが、お互いの気持ちを和らげ、ゆとりある運転を促す素敵な「マナー」ではないでしょうか。

「交通安全川柳コンテスト」作品より

日本でも  
車では  
思ひやり  
日本の心  
止まるかも  
行けるかも  
事故るかも  
学校に  
早く着くより

